

30あ監第27-7号
平成31年1月9日

請求人 ● ● ● ● 様

あま市監査委員 横 橋 俊 一

あま市監査委員 寺 本 隆 男

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成30年11月12日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

1 請求の要旨（原文のまま記載）

あま市長及び副市長は、平成29年7月25日にあま市営住宅の修繕費を随意契約で発注した。

これは1軒の市営住宅に対して、52件の修繕工事として分割発注をした。総額で4,796,766円である。

随意契約によることができる場合は、工事又は製造の請負は130万円までとしているので、地方自治法施行令第167条の2第1項及びあま市契約規則第27条に違反するものであるので、監査委員は市長及び副市長に対して、あま市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告して下さい。

2 事実を証する書面

- (1) 平成30年8月22日付け中日新聞の記事の写し
- (2) 「あま市営住宅管理特別会計における不適切な会計処理について（平成30年8月27日）」の資料「年度を繰り越した修繕一覧」
- (3) 平成30年9月あま市議会定例会会議録（第4日）の写し（抜粋）
（平成30年11月28日に新たな証拠として追加提出）

第2 請求の受理

本件請求について、地方自治法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、平成30年11月13日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人より提出されたあま市職員措置請求書及び事実を証する書面から判断して、本件請求に係る1軒の市営住宅（以下「本件住宅」という。）の修繕工事を複数に分割して随意契約の方法により発注したことは違法・不当であるか否か、及びその行為によりあま市に損害が発生しているか否かを監査の対象とする。

2 監査対象部局

企画財政部人権推進課

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により行った。

- (1) 地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年11月28日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。
- (2) 市長に関係書類等の提出を求めるとともに、平成30年12月7日に監査対象部局の職員に聴き取り調査を行った。

第4 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

1 本件住宅の修繕工事の発注に至る経緯

平成29年7月、本件住宅の入居者の親族から、同年10月から本件住宅に入居をしたいので修繕を依頼する旨の連絡が監査対象部局にあった。このため、監査対象部局が本件住宅を調査したところ、入居者は既に死亡していたが、その親族（入居を希望する親族とは別の親族）が引き続き家賃を納付していたことから当該死亡の把握ができず、10年以上空家状態で、適切な管理が行われていない状況であった。また、入居者が飼っていたと思われる猫のふん尿等による劣化も激しく、修繕箇所が莫大であった。

新たな入居者が希望する入居日まで約2か月しか期間がなかったため、監査対象部局は、調査後直ちに、修繕工事を52件に分割して、1業者に随意契約の方法により発注した。

2 本件住宅の修繕工事に関する事実

	住宅種別	内 容	発注 業者	発 注 日	工事完了日	支 払 日	金 額 (円)
1	二戸一	和室南掃出しサッシ →カバー工法	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 10. 5	273,240
2	二戸一	和室襖取替3枚	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	90,720
3	二戸一	和室天井	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	97,200
4	二戸一	和室押入れ	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	88,560
5	二戸一	和室欄間	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	16,200
6	二戸一	玄関廊下床	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	97,740
7	二戸一	玄関廊下壁面	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	96,660
8	二戸一	玄関廊下天井	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	99,360
9	二戸一	玄関扉 →カバー工法	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 10. 5	464,400
10	二戸一	台所床	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	95,040
11	二戸一	台所換気扇	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	33,480
12	二戸一	台所網戸取替1枚	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	30,240
13	二戸一	台所天井	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	99,360
14	二戸一	台所電気配線	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	91,800
15	二戸一	台所設備取替	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	97,146
16	二戸一	洋室床	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	97,200
17	二戸一	洋室壁面	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	99,360
18	二戸一	洋室電気配線	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	95,580
19	二戸一	洋室サッシ	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	95,040
20	二戸一	洗面所床	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	86,400
21	二戸一	洗濯パン取替	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	96,120
22	二戸一	洗面所壁面	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	98,820
23	二戸一	洗面所天井	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	95,580
24	二戸一	洗面所網戸取替1枚	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	19,440
25	二戸一	洗面所窓サッシ	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	56,700
26	二戸一	洗面所敷居	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	44,820

27	二戸一	トイレ床	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	92,340
28	二戸一	トイレ壁面	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	98,820
29	二戸一	トイレ天井	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	83,160
30	二戸一	トイレ扉	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	52,380
31	二戸一	トイレCF取替	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	57,240
32	二戸一	トイレ巾木	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	16,200
33	二戸一	浴槽	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	91,800
34	二戸一	浴室床タイル	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 10. 5	338,040
35	二戸一	浴室壁面タイル	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	92,880
36	二戸一	浴室扉 →カバー工法	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 10. 5	216,000
37	二戸一	浴室網戸取替 1 枚	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	19,440
38	二戸一	浴室窓サッシ	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	48,600
39	二戸一	浴室排水溝	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	97,740
40	二戸一	二階和室襖取替 1 枚	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	30,240
41	二戸一	二階和室床 →フローリング施工	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	95,040
42	二戸一	二階和室網戸取替 2 枚	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	58,320
43	二戸一	二階洋室網戸取替 2 枚	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	58,320
44	二戸一	二階雨戸	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	82,080
45	二戸一	二階電気配線	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	92,340
46	二戸一	二階洋室サッシ	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	13,500
47	二戸一	階段天井	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	63,720
48	二戸一	階段上網戸取替 1 枚	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	16,740
49	二戸一	排水管	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	89,640
50	二戸一	ガス管	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	96,660
51	二戸一	階段上サッシ	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 6. 25	51,300
52	二戸一	二階和室サッシ	A	H29. 7. 25	H29. 10. 31	H30. 5. 25	88,020
合 計 金 額				4,796,766			

第5 監査委員の判断

以上のことから、監査委員は、次のとおり判断した。

本件請求において、請求人は、あま市長が平成29年7月25日に発注した本件住宅の修繕工事52件に係る合計479万6,766円の修繕料のうち、分割して随意契約の方法により発注したことによってあま市の被った損害について、市長及び副市長に補填するよう勧告することを求めている。

そのような措置を求める理由として、請求人は、本件住宅の修繕工事に係る修繕料の総額が130万円を超えるため、分割して随意契約の方法により発注したことは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項及びあま市契約規則（平成22なあま市規則第39号。以下「契約規則」という。）第27条に違反すると主張している。まず契約事務の処理について、違法性を判断することとする。

契約規則第27条第1号で、令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる予定価格の上限額は、工事又は製造の請負については130万円と定めている。

また、「新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉」（学陽書房）には、「予定価格が地方公共団体の規則で定める範囲内の額かどうかの判断は、一件すなわち一契約を単位として行うことになるが、特定の業者と随意契約をすることを目的として、故意に契約を細分化するような脱法的行為は許されないものである。」と解説している。

監査対象部局の説明によると、新たな入居者が入居するまでに約2か月しか期間がなく、莫大な箇所を早急に修繕する必要に迫られ、契約事務の処理を簡略化し、早期に修繕工事を進めるため、分割して発注したとのことであった。

発注業者が1業者であるのは、複数の業者に発注すると工程等の調整に時間をとられるため、総合リフォーム業を営む1業者に発注した方が効率的であり迅速に履行できると判断したためとのことであった。

また、1軒の住宅で修繕する箇所が複数ある場合において、合算すると130万円を超えるものについては、本来であれば可能な限り一括して修繕工事を発注し、入札を実施すべきであるとの監査対象部局の発言があった。

これらのことから、本来であれば入札の方法により契約を締結すべき一体的な修繕工事と認識しながら、契約事務の手続を簡略化するため、監査対象部局が意図的に52件に分割して随意契約の方法により発注したことは明らかであり、法の規定を潜脱しかねない問題がある行為であったと認めざるを得ない。

しかし、上記のとおり問題のある事務処理であったとしても、この事務処理によってあま市に損害が発生しているといえるかについて判断する必要があり、以下においては、この損害の有無について判断することとする。

住民監査請求は、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があったとしても、それが市に損害をもたらすと認められない場合は住民監査請求の対象にならないとの判例（平成6年9月8日最高裁判決）があり、普通地方公共団体の執行機関や職員の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実の結果、当該地方公共団体に財産的な損害が生じている、又はそのおそれがあると認められる場合に成し得るものであると解される。

本件は、本来であれば入札の方法により契約を締結すべき一体的な修繕工事を、52件に分割して随意契約の方法により発注したものと認められる。分割しなければ、予定金額が130万円を超える修繕工事については、契約規則第27条第1号の規定により随意契約によることができなかつたはずであるから、入札により今回の契約金額よりも安価で契約を締結できた可能性があることは否定できない。そして、仮に随意契約でなく入札の方法により契約を締結した結果、契約金額がより安価であったという事実が確認されれば、その差額をもって初めてあま市に損害が発生したと断定できるものと考えられる。

しかしながら、過去の既に完了している本件住宅の修繕工事について、その当時入札の方法によっていたら、より安価な額を提示した見積書をもって契約の申込みをした者が存在したか、また、存在した場合に幾らの差額が生じたのかを現時点で導き出すことは、到底不可能であると言わざるを得ない。

また、以上の点について、請求人からは、具体的な主張及び証拠の提出はなされていない。

したがって、本件監査において、本件住宅の修繕工事に係る契約金額が適正価格を超えるという事実を確認することはできず、随意契約により価格競争性が失われたことによる具体的な損失が市に発生していると認めることはできない。

第6 結論

以上のことから、監査委員は、次の結論に至った。

本件住宅の修繕工事に係る契約事務の処理に関しては、適正に執行されていなかったと言わざるを得ないが、その行為によりあま市に具体的に損害が発生しているという確証は得られなかった。

したがって、契約事務の処理に上記のような問題があったとしても、それ

によりあま市の被った損害は認められず、損害の補填を求める本件請求には理由がないと認め、棄却する。

第7 意見

監査結果は以上のとおりであるが、本件監査を通じて問題や課題が認められたことから、次のとおり意見を述べる。

本件監査において、本件住宅の修繕工事の発注に際し、本来は入札を実施すべきところ、令第167条の2第1項第1号の規定により契約規則第27条第1号に定める額を超えないように一体的な修繕工事を分割し、随意契約の方法により発注していたと認められた。

契約の公平性・透明性・競争性を担保するための契約事務上の諸規定が遵守されていない結果、契約金額の価格競争性が失われ、一般的には適正価格と比較して割高な価格で契約が締結されたのではないかとの疑義があるが、一方で、法が予定する適正な契約事務が行われなかったがために、逆に損失の立証が困難となり、具体的な損失の発生を認定するのが困難となった面も否定できない。

損失の発生を認定すべき事情を困難にした原因が、市の問題のある契約事務の処理に起因しているという結果に鑑みても、今後契約を行うに当たっては、発注の際に不要な分割を行わない、令第167条の2第1項各号の規定に該当する以外は随意契約ではなく競争入札により業者を決定するなど、適正な方法により執行されるよう強く要望する。